

たつの市観光地Wi-Fiサービス利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、観光客の誘致促進及び訪日外国人旅行者を含めた来訪者の利便性向上を図るため、本市が整備したたつの市観光地Wi-Fiサービス（以下「公衆無線LAN」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(公衆無線LANの内容)

第2条 公衆無線LANの内容は、第4条に規定する場所に市が設置した公衆無線LAN用アクセスポイントを利用してインターネットに接続することができるものとする。

- 2 公衆無線LANは、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社（以下「サービス事業者」という。）が提供するインターネット接続機能を利用して提供する。
- 3 公衆無線LANの利用料は、無料とする。

(利用者)

第3条 市は、本規約及びサービス事業者が定めるDOSPOT（無料インターネット接続サービス）利用規約（以下「DOSPOT利用規約」という。）に同意して利用する者（以下「利用者」という。）に対し、公衆無線LANを提供するものとする。

- 2 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市長が必要であると認めたときは、この限りでない。

(利用場所)

第4条 公衆無線LANを利用することができる場所は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所を変更することができる。

(遵守事項等)

第5条 公衆無線LANに接続するWi-Fi機能を有するパソコン、タブレット端末その他情報通信機器（以下「情報通信端末」という。）は、利用者が準備するものとする。

- 2 利用者が利用する情報通信端末、その付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。
- 3 利用者は、公衆無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。
- 4 利用者は、本規約及びDOSPOT利用規約を遵守しなければならない。

(利用の停止)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 次条第1項各号に掲げる事項に該当する行為を行ったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本規約及びD○S P O T利用規約の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると市長が判断したとき。

(禁止事項)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者又は本市の財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 前号に掲げる行為のほか、他の利用者、第三者又は本市に不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (3) 本市又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為又は結び付くおそれのある行為
 - (6) 選挙運動その他これに類する行為
 - (7) 宗教又は政治に関する行為
 - (8) 性風俗に関する行為
 - (9) 公衆無線LANを通じ、又は公衆無線LANに関連して、コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する行為又は提供する行為
 - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数のものに大量のメールを送信する行為
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切と判断する行為
- 2 前項各号に掲げる行為を行った利用者が本市、利用者本人及び第三者に損害を生じさせたときは、当該利用者は、公衆無線LANの利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は一切責任を負わないものとする。

(運用の中止及び廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公衆無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1) 公衆無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行うとき。
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、公衆無線LANの運用が通常どおりできなくなったとき。
- (3) 公衆無線LANのシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害その他やむを得ない事由があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公衆無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断したとき。

2 市長が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、運用を廃止することができる。

3 公衆無線LANの運用の中止及び廃止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、本市は、一切責任を負わないものとする。

(免責事項)

第9条 市長は、利用者が公衆無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 公衆無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に伴う損害、公衆無線LANを通じて登録し、提供し、又は収集された利用者の情報の消失、利用者の情報通信端末のコンピュータウイルス感染等によるデータの破損又は漏洩その他公衆無線LANに関連して発生した利用者及び第三者の損害について、本市は、一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 公衆無線LANへの接続に係る利用者の情報通信端末の設定は、利用者が行うものとする。この場合において、情報通信端末の種類、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、公衆無線LANを利用できない場合があっても、本市は、一切責任を負わないものとする。

5 利用者が公衆無線LANを利用したことにより、サービス事業者、他の利用者及び第三者との間に紛争が発生した場合、当該紛争を紛争当事者間で円満に解決するものとし、本市は、一切責任を負わないものとする。

6 市長は、公衆無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

附 則

本規約は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

施設名	住 所
道の駅しんぐう	たつの市新宮町平野99-2
霞城館・矢野勘治記念館	たつの市龍野町上霞城30
かどめふれあい館	たつの市龍野町上川原98
たつの市立中央公民館	たつの市龍野町立町40
たつの市立室津海駅館	たつの市御津町室津457
たつの市御津総合支所室津出張所	たつの市御津町室津285-2
道の駅みつ	たつの市御津町室津896-23
たつの観光案内所	たつの市龍野町中村301-2
たつの市立龍野歴史文化資料館	たつの市龍野町上霞城128-3
観光売店さくら路	たつの市龍野町下霞城69-1
国民宿舎赤とんぼ荘	たつの市龍野町日山463-2
たつの市御津自然観察公園（世界の梅公園）	たつの市御津町黒崎1858-4
聚遠亭	たつの市龍野町中霞城5-1
龍野城	たつの市龍野町上霞城128-3
室津漁港	たつの市御津町室津493-2
JR山陽本線竜野駅	たつの市揖保川町黍田35
三木露風生家	たつの市龍野町上霞城101-3
新舞子浜	たつの市御津町黒崎1414-7
大正ロマン館	たつの市龍野町上霞城126
菊屋商店（菊屋蔵）	たつの市龍野町本町35
ヒガシマル別館東（横山醇小児科医院跡）	たつの市龍野町大手44-2
下川原商店街街路灯（小林家土蔵）	たつの市龍野町下川原63

摘要 電波伝搬の状況により、この表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合がある。